

規制の事後評価書

法令の名称：障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 38 条第 1 項、第 43 条第 2 項及び第 6 項、第 54 条第 3 項

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号）第 2 条、第 9 条、第 10 条の 2 及び第 18 条

身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 10 条第 1 項

身体障害者補助犬法施行令（平成 14 年政令第 298 号）第 2 条

規制の名称：障害者雇用率等の見直し

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課

評価実施時期：令和 7 年 1 月

1 事後評価結果の概要

< 規制の内容 >

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）において、事業主は一定の割合（以下「法定雇用率」という。）以上の障害者を雇用しなければならず、法定雇用率については、労働者及び失業者の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者及び失業者の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも 5 年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定めると規定されている。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 46 号）の施行により、平成 30 年 4 月より精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率の算定基礎に加わるため、法定雇用率について、以下の通りに改正を行ったもの。

- ・国、地方公共団体 2.6%（当分の間 2.5%、3 年を経過する日より前に 2.6%）（都道府県等の教育委員会 2.5%（当分の間 2.4%、3 年を経過する日より前に 2.5%））
- ・一般の民間企業 2.3%（当分の間 2.2%、3 年を経過する日より前に 2.3%）（特殊法人等 2.6%（当分の間 2.5%、3 年を経過する日より前に 2.6%））

また、身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 10 条第 1 項において、政令で定める数以上の労働者を雇用する事業主（国等を除く。）は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないことを規定されている。この「政令で定める数」は、身体障害者補助犬法により 1 人以上の身体障害者等を雇用する義務を負うこととなる事業主が雇用する労働者の数のうち最小の数を勘案して定めることとされており、今般、一般の民間企業の法定雇用率を引き上げることから、「政令で定める数」を、事業主が 1 人以上の障害者を雇用する義務を負う 43.5 人（当分の間は 45.5 人）に改める。

< 今後の対応 >

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

< 課題の解消・予防の概況 >

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

< 遵守費用の概況（新設・拡充のみ） >

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

< 行政費用の概況 >

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

< 規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ） >

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

< 効果（課題の解消・予防） >

		算出方法と数値
障害者雇用の促進	事前評価時	法定雇用率の引上げにより障害者の雇用機会が拡大される。また、身体障害者補助犬の使用を拒んではならないとする対象事業所が増加することにより、身体障害者補助犬を使用することで就業することができる障害者の雇用機会が拡大される。これらにより、障害者の社会参加と経済社会の発展に寄与する。
	事後評価時	法定雇用率の引上げ等により、令和6年6月1日時点における雇用障害者数は約68万人と過去最高を更新していることから、就業することができる障害者の雇用機会が拡大され、障害者の社会参加と経済社会の発展への寄与等の便益があった。

< 負担 >

遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
障害者雇用を整備するための事業主負担	事前評価時	法定雇用率の引上げにより、事業主については、雇用すべき障害者数が増えるため、作業施設や設備の改善、職場環境の整備等の負担が生ずる場合がある。また、身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない対象事業所が増える為、作業施設や設備の改善、職場環境の整備等の負担が生ずる場合がある。
	事後評価時	法定雇用率の引上げ等により、事業主については、雇用すべき障害者数が増えるため、作業施設や設備の改善、職場環境の整備等に要する費用の負担が生じた。なお、事業主の費用負担を軽減するために、障害者の雇入れや雇用継続等のための助成金等の支給を併せて実施している。

行政費用

		算出方法と数値
周知広報のための費用	事前評価時	事業主に周知するための費用が発生する。
	事後評価時	各労働局において事業主に周知するための費用が発生したが、事業主に対する周知広報を行うことで、障害者の雇用の促進がなされ、法定雇用率未達成企業に対する指導等に要する負担の軽減等の便益を得ることができる。

規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
	事前評価時	
	事後評価時	

その他の負担

特になし

3 考察

- ・ 本規制の便益は、法定雇用率の引上げ等により障害者雇用が促進され、障害者の雇用機会が拡大されたことである。法定雇用率の引上げ等に伴い、事業主においては、障害者を雇い入れる為の作業施設や設備の改善、職場環境の整備等に要する新たな負担が生じたが、障害者の雇用を促進する為には必要な規制であり、雇入れに関する助成金等の支給により事業主の負担を軽減するための支援策も実施している。
- ・ また、周知広報に関する行政費用も生じたが、法定雇用率未達成企業に対する指導等に要する負担の軽減等の便益を得ることができるものである。
- ・ 以上を踏まえ、法定雇用率の引上げ等により、障害者の雇用機会を拡大されることで、働く意欲・能力のある者の就業が促進され、障害者の社会参加と経済社会の発展への寄与という便益があるため、法定雇用率の引上げ等は妥当である。

規制の事前評価書

政策の名称	障害者雇用率等の見直し	担当部局名	職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課【主担当】 社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室	作成責任者名	障害者雇用対策課長 尾崎 俊雄	評価実施時期	平成29年5月
法令案等の名称・関連条項	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第38条第1項、第43条第2項及び第6項、第54条第3項 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第2条、第9条、第10条の2及び第18条 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第10条第1項 身体障害者補助犬法施行令(平成14年政令第298号)第2条						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状】 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)において、事業主は、一定の割合(以下「法定雇用率」という。)以上の障害者を雇用しなければなりません。法定雇用率については、労働者及び失業者の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者及び失業者の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも5年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定めると規定されています。</p> <p>【規制の改廃の目的・内容】 今般、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第46号)の施行により、平成30年4月より精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率の算定基礎に加わるため、法定雇用率について、所要の改正を行う必要があります。具体的には、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、地方公共団体 2.6%(当分の間2.5%、3年を経過する日より前に2.6%)(都道府県等の教育委員会 2.5%(当分の間2.4%、3年を経過する日より前に2.5%)) ・ 一般の民間企業 2.3%(当分の間2.2%、3年を経過する日より前に2.3%)(特殊法人等 2.6%(当分の間2.5%、3年を経過する日より前に2.6%)) <p>また、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第10条第1項において、政令で定める数以上の労働者を雇用する事業主(国等を除く。)は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないことを規定しています。 この「政令で定める数」は、身体障害者補助犬法により1人以上の身体障害者等を雇用する義務を負うこととなる事業主が雇用する労働者の数のうち最小の数を勘案して定めることとされており、今般、一般の民間企業の法定雇用率を引き上げることから、「政令で定める数」を、事業主が1人以上の障害者を雇用する義務を負う43.5人(当分の間は45.5人)に改めます。</p>						
想定される代替案	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第46号)の施行により、平成30年4月より精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率の算定基礎に加わるため、法定雇用率について、所要の改正を行う必要があり、代替案は想定されません。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	法定雇用率の引き上げにより、事業主については、雇用すべき障害者数が増えるため、作業施設や設備の改善、職場環境の整備等の負担が生ずる場合があります。 また、身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない対象事業所が増えるため、作業施設や設備の改善、職場環境の整備等の負担が生ずる場合があります。	-					
2 行政費用	事業主に周知するための費用が発生することとなります。	-					
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。	-					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	法定雇用率の引き上げにより障害者の雇用機会が拡大されます。 また、身体障害者補助犬の使用を拒んではならないとする対象事業所が増加することにより、身体障害者補助犬を使用することで就業することができる障害者の雇用機会が拡大されます。 これらにより、障害者の社会参加と経済社会の発展に寄与します。						
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第46号)の施行により、平成30年4月より精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率の算定基礎に加わるため、法定雇用率について、所要の改正を行う必要があります。 法定雇用率の見直しによって事業主については、雇用すべき障害者数が増えるため、作業施設や設備の改善、職場環境の整備等の負担が生ずる場合がありますが、障害者の雇用機会が拡大し、働く意欲・能力のある者の就業が促進されることを通じて、経済社会の発展に寄与すること等の便益を勘案すると、適切な手段であると考えられます。 なお、その円滑な施行のため、一定の周知期間を設ける等、必要な措置を行っていきます。 また、身体障害者補助犬法施行令については、補助犬の使用を拒んではならない事業所の範囲が拡大し、事業所の負担が生ずる場合がありますが、補助犬の使用を認められることにより、障害者の雇用機会が拡大し、働く意欲・能力のある者の就業が促進されることを通じて、経済社会の発展に寄与すること等の便益を勘案すると、適切な手段であると考えられます。 なお、その円滑な施行のため、一定の周知期間を設ける等、必要な措置を行っていきます。						
有識者の見解その他関連事項	労働政策審議会答申「障害者雇用率について(案)」について(平成29年5月30日)において「厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。」旨が答申されています。						
レビューを行う時期又は条件	法定雇用率については、障害者雇用促進法第43条第2項及び第54条第3項において、労働者の総数に対する障害者である労働者の総数等の割合を基準として設定するものとし、少なくとも5年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定めるとされており、当該規定に基づいて見直しを行います。						